



山形県公報

令和3年3月15日(月)

号 外(10)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (新型コロナワクチン接種総合企画課) … 1

告 示

山形県告示第159号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和3年3月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類(通称名ADB-BUTINACA)
- (2) 1-[1-(3-フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類(通称名3F-PCP、3-Fluoro-PCP)
- (3) 3-{2-[エチル(プロピル)アミノ]エチル}-1H-インドール-4-イル=アセテート及びその塩類(通称名4-AcO-EPT)
- (4) エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類(通称名threo-4-Fluoroethylphenidate)
- (5) エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類(通称名erythro-4-Fluoroethylphenidate)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和3年3月16日

令和3年3月15日印刷
令和3年3月15日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県